・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Pavement works from Nagoyanishi junction to Tobishima junction of Mei-Nikan Expressway.

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00, 3 October 2019

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 16 : 00, 19 December 2019. (Tenders submitted by registered mail, 16 : 00, 19 December 2019.)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年９月２日

国立大学法人山梨大学　学長　島田　眞路

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　19

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　山梨大学（医病）中央診療棟等改修工事

⑶　工事場所　山梨県中央市下河東1110（山梨大学下河東団地構内）

⑷　工事概要　本工事は、中央診療棟（9,650㎡）、特殊診療棟（1,250㎡）、ＭＲＩ―ＣＴ装置棟（210㎡）の改修工事である。

なお、本工事に伴う電気設備工事、機械設備工事は別途発注予定である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和４年３月31日（木）まで。【全体工期約29ヶ月】

⑹　使用する主な資機材　屋上シート防水一式、外壁複層塗材吹付け一式、ビニル床シート一式、石こうボード一式、軽量鉄骨壁下地材一式

⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.ebid.mext.go.jp/top/）】により行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山梨大学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人山梨大学契約細則第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。

⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,000点以上、共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点以上であること。

⑷　平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業の代表者　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院、診療所、校舎又は研究施設で、新築、増築又は改築工事の場合は延べ面積2,000㎡以上、改修工事の場合は改修延べ面積2,000㎡以上を施工した実績があるもの。

②　共同企業の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院、診療所、校舎又は研究施設で、新築、増築又は改築工事の場合は延べ面積1,000㎡以上、改修工事の場合は改修延べ面積1,000㎡以上を施工した実績があるもの。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。